

武力攻撃やテロなどから身を守るために

国民保護法・登別市国民保護計画

日本に対する外部からの武力攻撃や国際テロ組織などの脅威から、国や国民の安全を保つため、平成15年6月に『武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律』（武力攻撃事態対処法）が成立し、この法律の基本方針に基づき、平成16年9月に『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』（国民保護法）が施行。これに伴い、都道府県や市町村は、『国民保護計画』を策定することが義務付けられました。今月号では、『国民保護法』と『登別市国民保護計画』の概要についてお知らせします。

国民保護法の概要

『国民保護法』は、武力攻撃を受けた場合や大規模テロなどが発生した場合に、国民の生命や身体、財産を保護し、被害を最小にすることができるよう、国や都道府県、市町村などの責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民などの救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置を定め、的確、迅速に対応することとしています。

武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置は、大きく分けて、『避難』『救援』『武力攻撃災害への対処』の3つから構成されているほか、指定公共機関の役割や国民の協力についても定められています。それでは、これらについて見ていきましょう。

避難

日本に対する武力攻撃が迫った場合、国はその情報を把握し、国民に警報を発令します。

また、避難措置の必要がある場合は、国民の避難先となる地域に意見を聴取し、都道府県・市町村を通じて、避難が必要な地域に指示されることになります。

国民の誘導は、市町村長が職員や消防を指示して行うほか、警察や自衛隊に誘導の協力を要請します。

なお、警報・避難指示の内容はテレビやラジオなどでも放送されます。

